

全国市議会議長会会长 野尻 哲雄 様

地方議会における女性の活躍促進について

活力ある地域の創造に向け、リーダーシップを発揮して御尽力されている市議会議員の皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

女性は我が国の人口の 51.3%、有権者の 51.7% を占めており、政治に民意を反映させ、全ての人が暮らしやすい地域を作っていくためには、地方議会における女性の参画拡大が重要です。

昨年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、政府が、政党をはじめ国会や地方公共団体、地方六団体等と連携することにより全体として達成することが期待される目標数値として、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を 2025 年までに 35% とすることが新たに掲げられました。しかしながら、候補者や地方議会議員に占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。

つきましては、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方議会議員のネットワーク形成について積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、平成 27 年の要請により、全国市議会議長会の標準会議規則に出産が欠席事由として明文化され、各地方議会での会議規則の整備が進んできましたが、全ての市区議会において対応が行われるよう御検討をお願い申し上げます。

さらに、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、標準会議規則の改正を御検討いただきますようお願い申し上げます。

さらに、地方議会において、ハラスメント防止に関する研修の実施等が促進されるよう御検討をお願い申し上げます。

今後とも、地方と国とが連携し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を踏まえ、取組を推進してまいりたいと存じます。

令和 3 年 1 月

女性活躍担当大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

鶴本聖子